

生衛第 774 号

令和 3 (2021) 年 11 月 30 日

保健福祉課長
医療政策課長
高齢対策課長
こども政策課長
障害福祉課長

} 様

生活衛生課長

栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報の発信について

本県のノロウイルス食中毒予防対策につきましては、「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間中におけるノロウイルス食中毒予防対策の徹底について」（令和 3 (2021) 年 10 月 8 日付け生衛第 648 号保健福祉部長通知）のとおり重点的に実施しているところですが、今般、本県の感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の定点医療機関当たりの報告数（1 週間当たり）について、第 44 週（11 月 1 日～11 月 7 日）から第 46 週（11 月 15 日～11 月 21 日）にかけて前週から 0.6 以上の増加が 2 週連続して確認されました。

つきましては、ノロウイルス食中毒予防体制の強化を図るため、「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間設置要領」第 4 の 3 の (2) の規定に基づき、別添のとおり「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信しましたので、貴課所管の給食施設を有する関係施設等への周知に特段の御配慮をお願いします。

生活衛生課
食品安全推進班
TEL 028-623-3109
FAX 028-623-3116